

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起とその翌日が休日には、そ  
る横谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。)

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

- ◇告示字の区域の変更（二件）（市町村振興課）  
指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）
- 飼料の試験の結果の概要（畜産課）
- 土地改良事業の認可（農村整備課）
- 土地改良法による換地処分（タク）
- 国土調査の成果の認証（タク）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

## 鳥取県告示第七百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成九年五月十二日現在の地番による。）
志津字横谷峰	志津字横谷のうち八九九の六の一部、八九九の七の一部、八九九の九の一部、八九九の一二の一部、八九九の一八の一部、八九九の九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 志津字横谷峰九一六の一の一部、九一六の三の一部、九一六の一五の二の一部、九一六の一五三及びこれらと一体をなす国有地の一部 志津字横谷峰のうち九〇一の一、九〇一の二、九〇一の五、九〇一の六、九〇一の九から九〇一の一三まで、九〇一の一六から九〇一の三〇まで、九〇一の三一の一部、九〇一の三二、九〇一の三七から九〇一の八六まで、九〇九の一〇の一部、九〇九の一六の一部、九一五の一〇の一部、九一六の一の一部、九一六の三の一部、九一六の一八の一部、九一六の二三の一部、九一六の三二の一部、九一六の三三の一部、九一六の九七の一部、九一六の一三七の一部、九一六の一三八の一部、九一六の一五一の一部、九一六の一五三、九一六の一五五、九一六の一六二の一部、九一六の一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九一六の一一二、九一六の一二四、九一六の一二六、九一六の一六五、九一六の一七〇、九一六の一九七、九一六の一九九から九一六の一〇一までと一体をなす

## 国有地の一部以外の区域

志津字横谷平九一七の二の一部、九一七の三の一部、九一七の一四の一部、九一七の二三、九一七の二三、九一七の二七の一部、九二〇の三の一部、九二三の二二の一部、九二三の一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

志津字横谷八九九の六の一部、八九九の七の一部、八九九の九の一部、八九九の一二の一部、八九九の一八の一部、八九九の一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

志津字横谷峰九〇一の一、九〇一の二、九〇一の五、九〇一の六、

九〇一の九から九〇一の二三まで、九〇一の一六から九〇一の三〇まで、九〇一の三一の一部、九〇一の三三、九〇一の三七から九〇一の八六まで、九〇九の一〇の一部、九〇九の一六の一部、九一五の一〇の一部、九一六の一八の一部、九一六の二三の一部、九一六の三一の一部、九一六の三三の一部、九一六の九七の一部、九一六の二三七の一部、九一六の一三八の一部、九一六の一五五、九一六の一六二の一部、九一六の一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九一六の一六の一二、九一六の二二四、九一六の一二、九一六の一六五、九一六の一七〇、九一六の一九七、九一六の一九九から九一六の二〇一までと一体をなす国有地の一部

志津字横谷平のうち九一七の二の一部、九一七の三の一部、九一七の一四の一部、九一七の二三、九一七の二三、九一七の二七の一部、九二〇の三の一部、九二三の二二の一部、九二三の一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

## 鳥取県告示第七百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、関金町（大字関金及び大字郡家の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成八年十二月一日現在の地番による。）
大字関金宿字柿ノ木田	大字関金宿字柿ノ木田のうち五一三以外の区域
大字関金宿字下佐野	大字関金宿字柿ノ木田五一三
大字関金宿字佐野山	大字関金宿字下佐野の全域
大字関金宿字佐野山	大字関金宿字横路山七七七、七八一
大字関金宿字横路山	大字関金宿字佐野山のうち七一五以外の区域
大字関金宿字上垣内	大字関金宿字上垣内のうち一〇九一の二以外の区域
大字関金宿字土床	大字関金宿字土床一〇九八の一、一〇九八の三三、一〇九八の三四及びこれらと一体をなす国有地
大字関金宿字土床	大字関金宿字土床内一〇九一の一
大字関金宿字上垣内	大字関金宿字土床のうち一〇九八の一、一〇九八の三三、一〇九八の三四及びこれらと一体をなす国有地

大字郡家字出口	大字郡家字出口のうち四一二の二、四一二の三、四一二の五、四一二の八、四一二の二二から四一二の一六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字郡家字堂附ヶ	大字郡家字出口四一二の二、四一二の三、四一二の五、四一二の八、四一二の二三から四一二の一六まで及びこれらと一体をなす国有地
大字郡家字堂附ヶの全域	大字郡家字横路のうち六〇〇の一〇以外の区域
大字郡家字横路	大字郡家字後口谷六〇七の五三、六〇七の五四、六〇七の七七、六〇七の七九、六〇七の八一及びこれらと一体をなす国有地
大字郡家字後口谷	大字郡家字後口谷のうち六〇七の五三、六〇七の五四、六〇七の七七、六〇七の七九、六〇七の八一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

## 鳥取県告示第七百二十九号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百三十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成九年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人至誠会	倉吉市東昭和町一五八	訪問看護ステーションふじい	倉吉市東昭和町一五八	平成九年十一月一日

平成9年11月11日 火曜日

## 島 取 県 心 郡

製造事業場の名称及 び所 在 地	取 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要						
				粗たんぱく質 (%)	粗 脂 肪 (%)	粗 纤 維 (%)	粗 灰 分 (%)	カルシウム (%)	リ (%)	ン
日向市 株式会社科学飼料研 究所日向工場	東伯郡大栄町大字妻波1725-5 大栄町農業協同組合	くみあい標準配合飼料 ミルキーすこやか	平成9年8月	21.8	5.2	0.1	6.1	0.87	0.78	12.0
神戸市 西日本くみあい飼料 株式会社神戸工場	くみあい配合飼料 和牛繁殖選育1号	〃	16.3	2.6	6.0	7.7	1.14	0.88	13.0	
倉敷市 西日本くみあい飼料 株式会社水島工場	くみあい標準配合飼料 スープーモーレットほいく	〃	16.5	3.0	3.2	4.9	0.72	0.52	13.0	
東伯郡東伯町 東伯町農業協同組合 東伯チキンセンター	東伯郡東伯町大字中尾93の3 東伯町農業協同組合東伯チキン センター	フェザーミール	平成9年9月	79.6			1.8			
神戸市 昭和産業株式会社神 戸工場	東伯郡東伯町大字徳方558-1 東伯町農業協同組合	マルニ印配合飼料 カーフグロワーエ	平成9年8月	15.1	3.0	5.9	6.9	1.26	0.51	12.7
茨城県鹿島郡神栖町 鹿島飼料株式会社鹿 島工場	マーリニ印配合飼料 東伯マッハA	〃	22.1	2.2	0.1	5.8	0.90	0.65	11.1	粗脂肪 0.3%不足
神戸市 昭和産業株式会社神 戸工場	イトーチューブ プロイラー物語すくすくS	〃	22.9	5.7	2.1	4.5	0.72	0.59	11.3	カルシウム 0.08%不足
神戸市 全国酪農業協同組合 連合会関西飼料工場	マルニ印配合飼料 東伯マッハB	平成9年9月	19.0	5.0	1.5	5.4	1.01	0.57	13.0	
東伯郡東伯町大字保37 大山乳業農業協同組合	全脂新チャンピオン	平成9年8月	18.2	3.1	4.4	5.5	0.74	0.56	13.1	
全脂育成前期	全脂2号ペレット	〃	16.7	3.2	6.0	6.4	0.86	0.62	13.1	
メガブローネ90	〃	30.5	10.3	2.1	6.5	1.15	0.51	11.8		

注1. 飼料の名称の欄中「■」は、飼料の安全性に確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して、過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

## 鳥 取 県 公 報

## 鳥取県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（経営基盤確立農業構造改善事業林ヶ原地区区画整理）を平成九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る横谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
関 金 町	平成六年度及び平成七年度	関金町（大字関金宿及び大字郡家の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字関金宿及び大字郡家の各一部	平成九年十一月十一日

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月二十八日 鳥取県指令鳥土維第千三百九十三号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東一丁目

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

津山市一方二二八

株式会社マルイ

代表取締役 松田 欣也

第116条第2項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 召 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月十四日 鳥取県指令鳥土維第百六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字西加路田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市二階町一丁目二二八

株式会社ウシホ  
代表取締役 潮 異市

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十号

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  
(昭和二十三年法律第二百一十一号) 第二十一条第三項の技術上の規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規  
則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十一月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社三洋物産				
住所	所	名古屋市千種区今池三丁目9-21				

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社平和	中島 権	中島 権	中島 権	中島 権
住所	所	桐生市広沢町二丁目3014-8				
法人にあってはその代表者の氏名						

  

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRミリオンスロット6A	株式会社三洋物産	700269	平成9年11月11日から3年間

平成9年11月11日 火曜日

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社三共				
申 請 者 の氏名	住所	桐生市境野町六丁目460				
申 請 者 の氏名	法人にあってはその代表者	毒島 秀行				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造検番号	有効期間	
ぱちんこ 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CRファイバー P	株式会社 三 共	700291	平成9年11月11日 から3年間	
申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社メーシー販売				
申 請 者 の氏名	住所	宣野湾市大謝名71				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造検番号	有効期間	
ぱちんこ 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	CR乙姫4	株式会社 メーシー 販 売	700260	平成9年11月11日 から3年間	
申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社高尾				
申 請 者 の氏名	住所	名古屋市中川区太平通一丁目3				
申 請 者 の氏名	法人にあってはその代表者	内ヶ島 敏博				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造検番号	有効期間	
ぱちんこ 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該当機	ミルキーウェイ G	株式会社 高 尾	700262	平成9年11月11日 から3年間	

申 請 者 の氏名	氏名又は名称	株式会社パイオニア				
申 請 者 の氏名	住所	東大阪市川俣一丁目15-31				
申 請 者 の氏名	法人にあってはその代表者	野口 三次				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名	造検番号	有効期間	
ぱちんこ 遊技機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	シオサイ-30	株式会社 パイオニア	740127	平成9年11月11日 から3年間	
〃	〃	ベジタン-30	〃	640325	〃	

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成9年11月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 勲

1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。